

◆事故防止のため、以下のことに注意をお願いします。

冬期および融雪期に気をつけていただきたいこと

①施設(遊具や照明灯等)まわりの穴や空洞に注意



公園施設のまわりは、雪の積もり方が平らな場所と違い、雪融けが早く進むことがあります。積雪した分と同じ深さの穴が空くことがあり、落ちると自力で脱出できなくなる恐れがあります。

②道路側の雪山で遊ばない



雪山がぐずれ落ちたり、道路へ飛び出してしまったりするなど、交通事故につながる恐れがあります。

③春先の札幌市の点検が終わるまで遊具で遊ばない



遊具使用禁止

ブランコ・シーソー・鉄棒等の遊具は、雪の重みで破損する恐れがあることから、冬期間は使用禁止にして、春先に点検を行ってから開放しています。雪が解けても、使用禁止テープ等が巻いてある遊具は、まだ点検していませんので、遊ばないようにしてください。

普段から気をつけていただきたいこと

①遊具の対象年齢に注意

《対象年齢表示シール》

幼児用(3~6歳) 児童用(6~12歳)



3歳から6歳の幼児には
大人が必ず
付き添って下さい



遊具は、年齢区分ごとに、平均的な身体寸法や運動能力に合わせて設計されており、遊具本体に対象年齢をシールで表示しています。

年齢に合わない遊具を利用する場合は、十分に注意してください。特に児童用遊具を幼児が利用するときは、必ず保護者が付き添ってください。

②遊具で遊ぶときは引っかかると危険なものを身に着けない



- ランドセル・肩かけのかばん・水筒などの荷物
 - 首まわりにひもやフードがついた服
 - ひも付き手ぶくろやマフラー
- などは引っかかりやすく危険です。

靴のひもをしっかり結ぶ・マジックテープはきちんととめる、上着の前を開けっ放しにしない、といったことにも気をつけましょう



③雨などで遊具が濡れているときは、滑りやすく危険なため利用しない

④強い日差しのはときは、すべり台などの金属部分が高温になることがあるため、やけどに注意

◆公園で異常や危険を感じた場合は、すぐに札幌市にご連絡ください。

連絡先

	所在地	電話	FAX
中央区土木部維持管理課	中央区北12条西23丁目 SDC 北12条ビル2階	614-5800	614-5843
北区土木部維持管理課	北区太平12条2丁目1-7	771-4211	772-3138
東区土木部維持管理課	東区北33条東18丁目1-6	781-3521	784-6418
白石区土木部維持管理課	白石区本通14丁目南5-32	864-8125	864-4530
厚別区土木部維持管理課	厚別区厚別町下野幌45-39	897-3800	897-3856
豊平区土木部維持管理課	豊平区西岡3条1丁目8-20	851-1681	854-4217
清田区土木部維持管理課	清田区平岡2条4丁目1-40	888-2800	884-6474
南区土木部維持管理課	南区南31条西8丁目2-5	581-3811	582-2916
西区土木部維持管理課	西区西野290-10	667-3201	667-3238
手稲区土木部維持管理課	手稲区曙5条5丁目2-1	681-4011	681-4937
建設局みどりの推進部 みどりの管理課	中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館6階	211-2536	211-2523